

林業土木現場技術業務委託実施要領

第1 目的

この要領は、新潟県（以下「委託者」という。）が行う林業土木工事の監督上必要な現場技術業務の一部（以下「現場技術業務」という。）を建設コンサルタント等に委託する場合の取扱いについて定め、現場技術業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 委託の範囲

委託できる現場技術業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事の施工状況の照合業務
- (2) 対象工事の契約の履行に必要な資料作成業務
- (3) その他「林業土木現場技術業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」で定めた業務

第3 委託対象工事

- 1 現場技術業務委託の対象工事は、当初設計額が5,000千円以上の工事とする。
- 2 原則として次に掲げる工事以外を委託の対象とする。
 - (1) 県単独工事（地域活性化林道事業を除く）
 - (2) 高度な判断・調整を必要とする工事
 - (3) 緊急性を要する工事
 - (4) その他地域振興局農林（水産）振興部長等が不相当と判断する工事

第4 委託の仕様

現場技術業務の仕様は、別に定める「林業土木現場技術業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）」及び「特記仕様書」による。

第5 委託先の選定等

- 1 現場技術業務の委託先は、原則として第2に定める現場技術業務を確実に遂行できる管理技術者等を有する建設コンサルタント等とする。
- 2 管理技術者等の資格区分は、「標準仕様書」に定めるところによる。

第6 工事受注者への通知

委託者は契約締結後、工事受注者に対し受託者及び現場技術員を通知する。（様式－1）

第7 委託料の積算基準

現場技術業務委託費の積算は、別に定める「林業土木現場技術業務委託積算基準」によるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月1日以降に契約を行う業務から実施する。

(様式-1)

指 定
現 場 技 術 員 変 更 通 知 書

(元号) 年 月 日

(工事受注者) 様

〇〇地域振興局長

(元号) 年 月 日 付けをもって契約を締結した下記工事について、現場技術業務の委託契約を締結し、監督員に代わって現場で「立会」「把握」「確認」を行う現場技術員を定めたので通知します。

記

工 事 番 号	工 事 名	工 事 箇 所
委 託 先		
現場技術員氏名		
委託業務の内容	「新潟県林業土木工事標準仕様書」の規定により監督員が行う「立会」「把握」「確認」の各業務とする。	